

第2期(H28年度～R2年度)
武庫川水系河川整備計画
進行管理報告書（案）
[令和2年度版]

～令和元年度の主な取り組み～

令和2年12月

兵 庫 県

目次

管理番号 1	(下流部築堤区間)	1
管理番号 2	(下流部掘込区間)	3
管理番号 3	(中流部)	4
管理番号 4	(上流部及び支川)	5
管理番号 5	(堤防強化 [支川])	7
管理番号 6	(堤防強化 [下流部築堤区間])	8
管理番号 7	(新規遊水地の整備、青野ダムの活用)	9
管理番号 8	(洪水調節施設の継続検討)	10
管理番号 9	(流域対策)	11
管理番号 10	(減災対策)	14
管理番号 11	(正常流量の確保)	22
管理番号 12	(緊急時の水利用)	24
管理番号 13	(健全な水循環の確保)	25
管理番号 14	(「2つの原則」の適用)	27
管理番号 15	(天然アユが遡上する川づくり)	30
管理番号 16	(良好な景観の保全・創出)	31
管理番号 17	(河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	33
管理番号 18	(水質の向上)	34
管理番号 19	(河川の維持管理)	36
管理番号 20	(流域連携)	39
管理番号 21	(モニタリング)	42
管理番号 22	(河川整備計画のフォローアップ)	44

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事項に関する事項	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m ³ /s(甲武橋基準点)を安全に流下させる。
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	
実施目標	1 河川対策	河道への配分流量3,200m ³ /sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。
	(1) 河道対策	
施策の概要	① 下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流)	河道への配分流量3,200m ³ /sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。
	河道への配分流量3,200m ³ /sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。	

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～R2) 計	
河川整備計画の事項・項目	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削	河床掘削 (No.7～No.50) L=5,700m	—	—	工事着手	工事完了	—	—	河床掘削 (No.6～7.1～No.50) L=91.0m No.0～54.4～No.2 L=148.6m	—	—	前倒し着手 L=500m完了	
		低水路拡幅・南武橋等の施工に必要な航路幅分の掘削 L=2,550m	1,223m	1,327m	—	—	—	—	—	—	—	—	工法見直しにより掘削箇所は完了
河川整備計画の事項・項目	下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流)	低水路拡幅・高水敷掘削 (右岸No.10～No.31) L=2,000m	(着手)1,105m (完)704m (特:潮止堰の取合部R7)	796m	工事完了	—	—	—	低水路掘削工事 (右岸)西宮市小松南町No.27+8.62～No.30+50.00 L=341m [完了] (R2.5)	—	—	L=796m完了 (累計1,500m完了) 残500mは継続	
		低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25～No.31) L=580m	—	—	—	—	—	—	低水路掘削工事 (左岸)尼崎市大庄西町No.29～No.31+50.00 L=250m [完了] (R2.5)	—	—	工事着手 L=450m完了 残130mは継続	
(1) 河道対策	河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	南武橋(改築)	—	工事着手	工事完了	—	関係者協議及び地元説明会 仮設工事の発注	仮設歩道橋設置工事 下部工(A1, A2橋台及びP1, P2, P3橋脚) [完了]	下部工(A1, A2橋台及びP1, P2, P3橋脚) [完了]	上部工(1期施工) 右岸アプローチ部、鳴尾跨線橋	—	—	—
		国道43号橋梁 阪神電鉄橋梁(護床工)	—	—	工事着手	工事完了	—	—	—	—	—	—	—
(1) 河道対策	河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	阪神電鉄橋梁(補強)	—	—	工事着手	工事完了	—	—	—	—	—	—	—
		武庫川橋(旧国道)(護床工)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(1) 河道対策	河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	ガス管橋(補強又は改築)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		国道2号橋梁(補強)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(1) 河道対策	潮止堰の撤去	潮止堰(撤去)	—	—	工事着手R7	工事完了R8	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m ³ /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項		
施策の概要	1 河道対策	② 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点)における河道への配分流量2,700m ³ /s)に対する護岸の整備やパラベットの等による溢水対策を行う。当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m ³ /s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m ³ /s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。
	② 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)		

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)						
	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～R2)計	
(1)河道対策	護岸整備やパラベットの等による溢水対策(仁川合流点～生瀬大橋)	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替
(2)下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替	河床掘削(15.9k～18.4k)左岸拡幅L=2.5km西宝橋架替

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])	点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
	生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手している。引き続き用地取得に向けて交渉を進めていく。	河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。	西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。	西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。	西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。	西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)	点検・評価 (C) R1		点検・評価 (C) R2	
	河床掘削については、R2工事着手、左岸拡幅については、西宝橋架替と併せ、引き続き整備を進める。	河床掘削については、R2工事着手、左岸拡幅については、西宝橋架替と併せ、引き続き整備を進める。	河床掘削については、R2工事着手、左岸拡幅については、西宝橋架替と併せ、引き続き整備を進める。	河床掘削については、R2工事着手、左岸拡幅については、西宝橋架替と併せ、引き続き整備を進める。

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m³/s(武田尾地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点)における河道への配分流量2,600m³/s)に対し、河川整備を実施する。

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点)における河道への配分流量2,600m³/s)に対し、河川整備を実施する。

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点)における河道への配分流量2,600m³/s)に対し、河川整備を実施する。

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画(P)				実績(D)					
			第1期(H27) (H23~H27)	第2期(H28~H32)	第3期(H33~H37)	第4期(H38~H42)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期(H28~H32)計
(1)河道対策	護岸整備等による溢水対策(武田尾地区)	〔住宅地区〕 護岸整備等 L=490m	護岸整備 L=250m	工事完了	-	-	護岸整備 (本川No.20+50~No.231) (備川No.0+3.7~No.8+16.6) L=240m	迂回路撤去工事 区画整理地基盤整備 工	完成 区画整理地基盤整備工	-	-	工事完了
			用地補償	工事完了	-	-	護岸整備 (No.241+80~No.243+40.5) L=170m	支川BOX2基、斜面対策工 護岸整備 (No.241+80~No.241+30) L=50m	護岸整備 (No.241+30~No.240+15) L=140m(完成)	-	-	工事完了

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点)における河道への配分流量2,600m³/s)に対し、河川整備を実施する。

3. 点検・評価(C) (第2期 [H28~H32])

点検・評価(C)	点検・評価(C)	点検・評価(C)	点検・評価(C)
〔住宅地区〕 H28	〔住宅地区〕 H29	〔住宅地区〕 H30	〔住宅地区〕 H30

〔住宅地区〕
H28 年度も護岸整備を実施。L=240m[完了] (H29, 6 未)
H29 年度は盛土箇所の仕上げ等の周辺整備工事が円滑に進むよう、土地区画整理組合と連携しつつ事業推進を図る。
平成 29 年度発注工事にて基礎整備を完了。
平成 30 年度は地元による再建工事が順調に進捗でき、基礎が整った。
〔温泉地区〕
H29 年度も護岸整備を実施。L=170m[完了] (H29, 6 未)
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
平成 30 年度完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H29 年度も護岸整備を実施。L=240m[完了] (H29, 6 未)
H30 年度は盛土箇所の仕上げ等の周辺整備工事を実施、土地区画整理組合と連携しつつ事業推進を図る。
平成 29 年度発注工事にて基礎整備を完了。
平成 30 年度は地元による再建工事が順調に進捗でき、基礎が整った。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

〔住宅地区〕
H30 年度は、H29 年度に発注した区画整理地内の基礎整備工事を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。
〔温泉地区〕
H30 年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了] (R1. 6 未)。
地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。
令和元年度は平成 30 年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。

4. 改善(A) (第3期 [H33~H37] に向けて)

なし

河川整備計画の事項・項目	実施目標
第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・荒神川 39m ³ /s ・波豆川(宝塚市) 160m ³ /s ・大堀川 50m ³ /s ・波豆川(三田市) 65m ³ /s ・山田川 100m ³ /s ・相野川 45m ³ /s ・武庫川及び真南条川 110m ³ /s ・波賀野川 25m ³ /s

それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

施策の概要

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)						
	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～H32) 計	
(1)河道対策	取組方針	大堀川(宝塚市)の整備	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	0.01 km	0.5 km	—	—	—	—	—	0.3km完了 (累計0.3km完了)
	点検指標	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	0.01 km	0.5 km	—	—	—	—	—	0.3km完了 (累計0.3km完了)
	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km	河床掘削等(西田川橋)～西ノ町橋 L=1.2 km
	取組方針	荒神川(宝塚市)の整備【市】	河床掘削等(国道176号)～荒神橋 L=0.6 km	0.27 km	—	—	—	—	—	—	0.03km完了 (累計0.3km完了)
	点検指標	河床掘削等(国道176号)～荒神橋 L=0.6 km	河床掘削等(国道176号)～荒神橋 L=0.6 km	0.27 km	—	—	—	—	—	—	0.03km完了 (累計0.3km完了)
	取組方針	波豆川(宝塚市)の整備	河道拡幅等(滝本橋)～島橋 L=0.3 km	—	—	—	—	—	—	—	0.27km完了 (累計0.27km完了)
	点検指標	河道拡幅等(滝本橋)～島橋 L=0.3 km	河道拡幅等(滝本橋)～島橋 L=0.3 km	—	—	—	—	—	—	—	0.27km完了 (累計0.27km完了)
	取組方針	波豆川(三田市)の整備	河道拡幅等(中河原橋)～鶴摩池 L=0.6 km	0.2 km	—	—	—	—	—	—	0.19km完了 (累計0.39km完了) 延長見直しにより完了
	点検指標	河道拡幅等(中河原橋)～鶴摩池 L=0.6 km	河道拡幅等(中河原橋)～鶴摩池 L=0.6 km	0.2 km	—	—	—	—	—	—	0.19km完了 (累計0.39km完了) 延長見直しにより完了
	取組方針	山田川(三田市)の整備	河道拡幅等(山田滑谷ダム)上流1050m～砥石橋上流500m L=1.9 km	1.1 km	0.3 km	—	—	—	—	—	0.07km完了 (累計1.2km完了)
点検指標	河道拡幅等(山田滑谷ダム)上流1050m～砥石橋上流500m L=1.9 km	河道拡幅等(山田滑谷ダム)上流1050m～砥石橋上流500m L=1.9 km	1.1 km	0.3 km	—	—	—	—	—	0.07km完了 (累計1.2km完了)	
取組方針	大池川(三田市)の整備	河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流500m) L=0.16 km	0.16km	—	—	—	—	—	—	—	
点検指標	河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流500m) L=0.16 km	河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流500m) L=0.16 km	0.16km	—	—	—	—	—	—	—	
取組方針	相野川(三田市)の整備	河道掘削等(河橋)～2救河川上流端 L=1.4 km	—	0.6 km	—	—	—	—	—	—	
点検指標	河道掘削等(河橋)～2救河川上流端 L=1.4 km	河道掘削等(河橋)～2救河川上流端 L=1.4 km	—	0.6 km	—	—	—	—	—	—	
取組方針	武庫川及び真南条川(篠山市)の整備	河床掘削等(岩鼻橋)～山崎橋 L=1.9 km	0.55 km	0.7 km	—	—	—	—	—	—	
点検指標	河床掘削等(岩鼻橋)～山崎橋 L=1.9 km	河床掘削等(岩鼻橋)～山崎橋 L=1.9 km	0.55 km	0.7 km	—	—	—	—	—	—	

波賀野川 (篠山市) の整備	河道拡幅等 篠橋梁～西 角橋 L=0.4km	工事完了	—	—	井堰等設計に着手	用地測量 L=440m	用地交渉中 JR 協議	工事着手 L=0.1km	0.1km完了 (累計0.1km完了)
----------------------	---------------------------------	------	---	---	----------	----------------	----------------	-----------------	------------------------

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])									
点検・評価 (C) H28					点検・評価 (C) H29				
<p>・大堀川：国道(尼崎宝塚線)との兼用護岸工事を継続。西田川橋から県道(尼崎宝塚線)橋までの右岸側護岸工事を継続。今後は、同区間の左岸側護岸工事に着手し、関係者と調整を図る。</p> <p>・荒神川：護岸工事を継続。島橋架替工事を完了。護岸工事に着手。</p> <p>・波豆川(宝塚市)：護岸工事を実施中。今後も計画的な事業進捗を図る。</p> <p>・波豆川(三田市)：補正予算の交付を受けた。次年度以降事業の進捗を図る。</p> <p>・山田川：事業推進のため、交付金事業として採択された。</p> <p>・大池川：事業が完了した。</p> <p>・相野川：補正予算も活用し事業推進を図った。今後も計画的な事業進捗を図る。</p> <p>・武庫川及び真南桑川：昨年度に続きH29年度も河床掘削工事(篠山市当野)を実施。今後は計画的な工事進捗を図る。</p> <p>・波賀野川：H29年度は用地測量等を実施予定。H30年度は用地取得、物件補償に向け関係機関と協議を開始。今後も計画的な事業進捗を図る。</p>					<p>・大堀川：西田川橋から県道(尼崎宝塚線)橋までの両岸の護岸工事を継続。</p> <p>・荒神川：上流部の残る区間について設計協議中。</p> <p>・波豆川(宝塚市)：島橋架替工事を完了。護岸工事に着手。</p> <p>・波豆川(三田市)：護岸工事を施工中。また、上流区間の詳細設計を委託中。</p> <p>・山田川：事業進捗に向け、地元説明を行った。用地測量を委託中。</p> <p>・相野川：引き続き上流端までの護岸工事を進行。また、下流工区の用地取得に着手する。</p> <p>・武庫川及び真南桑川：昨年度に続きH30年度も河床掘削工事(篠山市当野)を実施。今後は計画的な工事進捗を図る。</p> <p>・波賀野川：H30年度は用地測量等を実施。RI年度は用地取得、物件補償に向け関係機関と協議を開始。今後も計画的な事業進捗を図る。</p>				
点検・評価 (C) R1					点検・評価 (C) R2				
<p>・大堀川：西田川橋から県道(尼崎宝塚線)橋までの両岸の護岸工事を継続。</p> <p>・荒神川：上流部の残る区間について設計中。</p> <p>・波豆川(三田市)：事業が完了。波豆川(宝塚市)：護岸工事を施工中。</p> <p>・山田川：事業進捗にむけ、用地交渉の実施</p> <p>・相野川：上流端までの護岸工事が完了</p> <p>・武庫川及び真南桑川：昨年度に続きR1年度も河床掘削工事(丹波篠山市南矢代)を実施。今後は計画的な工事進捗を図る。</p> <p>・波賀野川：R1年度は用地買収等を進捗。残りの用地取得、物件補償に向け関係機関と協議を継続。今後も計画的な事業進捗を図る。</p>					<p>・大堀川：西田川橋から県道(尼崎宝塚線)橋までの両岸の護岸工事を完了。</p> <p>・荒神川：上流部の残る区間について工事着手予定。</p> <p>・波豆川(宝塚市)：護岸工事を施工中。</p> <p>・山田川：事業進捗に向けて、用地買収を行う</p> <p>・相野川：事業進捗に向けて、地権者との用地交渉を行う</p> <p>・武庫川及び真南桑川：2期計画0.7kmに対し0.75km完成</p> <p>・波賀野川：工事着手</p>				

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)									
<p>2期計画では支川5河川が完了予定であったが、実績は2河川の完了となり、3期計画の完了予定を3河川から6河川に修正する必要がある。</p>									

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部 (羽束川合流点～本川上流端) 及び支川	実施目標	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。
施策の概要	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。		

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)						
	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～R2) 計	
(1) 河道対策	取組方針	天王寺川 (伊丹市、宝塚市) の整備	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	点検指標	堤防強化 [ドレーン工による浸透対策] (伊丹市荒牧～宝塚市中筋) L=0.2 km	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	取組方針	天神川 (伊丹市、宝塚市) の整備	1.0 km	—	—	0.13 km [完了] (No.16+170.5～No.17+35.5)	0.04 km [完了] (No.17+35.5～No.17+73.4)	0.4 km [完了] (No.18+106.35～No.20+178.75)	0.11 km [完了] (No.17+79.3～No.17+194.6)	0.53 km [完了見込] (No.20+186.5～No.23+125.0)	1.21 km 完了 (累計 3.69 km 完了) 残 0.11 km は継続
	点検指標	堤防強化 [表のり面被覆工による浸透対策] (伊丹市萩野西～宝塚市山本西) L=3.8 km	—	—	—	—	—	—	—	—	

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
(天神川)	・期別計画 (第2期) 1.0 km に対し、0.13 km が完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	(天神川)	・期別計画 (第2期) 1.0 km に対し、0.17 km 完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	(天神川)	・期別計画 (第2期) 1.0 km に対し、0.57 km 完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	(天神川)	・期別計画 (第2期) 1.0 km に対し、1.21 km 完了見込み。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。
(天神川)	・期別計画 (第2期) 1.0 km に対し、0.68 km 完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	点検・評価 (C) R1					

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)	
2 期計画目標 1.0 km に対し 1.21 km 完成、3 期計画工事完了に向け、引き続き整備を進める。	

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の事柄に関する事項
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
1 河川対策
(1) 河道対策
⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）

実施目標

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。

施策の概要

築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)							
	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28~R2計)
(1) 河道対策	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレーン等の浸透対策(対策実施延長L=7.3km) ・護岸工による侵食対策(対策実施延長L=6.2km)	工事継続(浸透対策)L=6.2km (侵食対策)L=0.7km	工事完了(浸透対策)L=1.1km (侵食対策)L=5.5km	-	-	<浸透対策> 約0.7km[完了] (H29.5) [西宮市小曾根町] [尾崎市武庫町] (全体で約6.9km完了)	<浸透対策> 約0.4km[完了] (H30.3) (全体で7.3km完了)	<侵食対策> 約3.3km[完了] (R1.5) (全体で約6.1km完了)	<侵食対策>完了 約0.1km[完了] (全体で約6.2km完了)	-	工事完了(浸透対策)L=1.1km (侵食対策)L=5.5km
⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	-	-	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	-	-	-	-	-	超過洪水に備えた堤防強化工事に着手	第3期計画から前倒して着手
	堤防に近接する一部のの家屋等の対応	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討										

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])

点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<p><浸透対策> ・約0.7kmを実施。期別計画(第2期)1.1kmに対し、0.7kmが完了。 <侵食対策> ・約1.5kmを実施。期別計画(第2期)5.5kmに対し、1.5kmが完了。 浸透・侵食対策とも、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。</p>	<p><浸透対策> ・約0.4kmを実施。期別計画(第2期)1.1km全延長が完了。全体計画約7.3kmが完了。 <侵食対策> ・約0.6kmを実施。期別計画(第2期)5.5kmに対し、2.8kmが完了。 浸透対策は計画達成。侵食対策も、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。</p>	<p><侵食対策> ・約3.3kmを実施。期別計画(第2期)5.5kmに対し、5.4kmが完了。 侵食対策は、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。</p>
<p><侵食対策> ・全体で約6.2km完了。</p>	<p>点検・評価 (C) R2</p>	

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

令和元年度東日本台風により築堤区間が多く被災したことを受け、危機管理型ハード対策として、第3期計画を前倒して超過洪水に備えた堤防強化工事に着手。このことから3期計画の記載事項の修正が必要。

河川整備計画の事項・項目

実施目標

遊水地の整備と青野ダムを活用により、甲武橋基準点において280m³/sの洪水調節を行う。

- 第4章 河川整備の事項に関する事項
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生を防止又は軽減に関する事項
 1 河川対策
 (2) 洪水調節施設の整備
 ① 武庫川遊水地の整備
 ② 青野ダムの活用

施策の概要

武庫川本川と羽東川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも40万m³拡大する(予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更)。

甲武橋地点流量配分

①武庫川遊水地の整備	0→20m ³ /s
②青野ダムの活用	220→260m ³ /s

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2
			① 武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	-	-	掘削工事を実施 (V≒10,000m ³)	掘削工事 (V≒34,000m ³)、排水樋門工事を実施、越流堤工事に着手
② 洪水調節施設の整備	洪水調節容量の拡大	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	洪水調節容量の拡大 (事前放流量を予備放流量に位置付け)	試行操作の継続 (事前放流量を20万m ³ から40万m ³ に拡大)	洪水調節容量の拡大 (事前放流量を20万m ³ から40万m ³ に拡大)	-	基準雨量*に達する洪水がなかつたため、事前放流は未実施。	H29.10.21台風21号による出水時、基準雨量に達したため、事前放流を実施。	H30.4.24低気圧出水時 H30.7.5梅雨前線出水時 H30.9.9秋雨前線出水時 H30.9.30台風24号出水時、それぞれ基準雨量に達したため、事前放流を実施。	基準雨量*に達する洪水がなかつたため、事前放流は未実施。	基準雨量を変更した上で事前放流容量を20万m ³ から40万m ³ に拡大して試行開始 事前放流は未実施
※基準雨量：今後12時間の予測累加雨量が20mmを超えると予測され、かつ、現時刻までの累加雨量と今後12時間の予測累加雨量の合計が80mmを超えるとき。 (見直し後)今後12時間の予測累加雨量が70mmを超えると予測され、かつ、現時刻までの累加雨量と今後12時間の予測累加雨量の合計が80mmを超えるとき。											

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
武庫川遊水地	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に引き続き、掘削工事を実施した。 【掘削累計約32,000m³/掘削計画量約100,000m³】 平成30年度の完成に向けて、関係機関との調整を進めるとともに、本体工事 (越流堤等) に着手する。 青野ダムについてはH28年度の事前放流は未実施。事前放流量20万m³から40万m³への拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね10回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。【累計6洪水で実施済】 (事前放流は濁水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に引き続き、掘削工事を実施するとともに、本体工事 (越流堤、排水樋門) に着手した。 【掘削累計約66,000m³/掘削計画量約100,000m³】 平成30年度の完成に向けて、関係機関との調整を進め、本体工事 (越流堤等) を引き続き実施するとともに、管理用道路等を整備する。 青野ダムについては、H29年度は事前放流を1回実施。事前放流量20万m³から40万m³への拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね10回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。【累計7洪水で実施済】 (事前放流は濁水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に引き続き、掘削工事、本体工事 (越流堤、排水樋門) を実施。 平成31年3月に工事完成。 青野ダム H30年度は事前放流を4回実施。事前放流量20万m³から40万m³への拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね10回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。 H30年度は事前放流を実施したが目標水位に達しなかつたケースを修正除外した。【累計8洪水で実施済】 (事前放流は濁水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 武庫川遊水地 監視カメラ設置 青野ダム 事前放流は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 武庫川遊水地 監視カメラ設置 青野ダム 事前放流は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 武庫川遊水地 監視カメラ設置 青野ダム 事前放流は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 武庫川遊水地 監視カメラ設置 青野ダム 事前放流は未実施

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)	
青野ダム事前放流の予備放流化に向けて試行操作を継続。また今後、より長時間の降雨予測を用いた基準雨量の検証が必要。	

河川整備計画の事項・項目		実施目標	
河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。			
第4章 河川整備の実施に関する事項		河川整備	
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項		河川対策	
1. 河川対策		河川対策	
(2) 洪水調節施設の整備		洪水調節施設の整備	
③ 洪水調節施設の継続検討		洪水調節施設の継続検討	
千疋ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。			
施策の概要			

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)															
	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2											
河川整備計画の事項・項目	取組方針				点検指標															
(2) 洪水調節施設の整備	さらなる洪水に対する安全度の向上策の検討				千疋ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討															
③ 洪水調節施設の継続検討	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダムの治水活用に関するデータの蓄積 治水活用に必要な施設改修や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討 				<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム地点の降雨データ等（流入量や放流量）を蓄積中。 治水活用に関する基本的な方針について、管理者である神戸市と合意。 新規ダムについて、現地(峡谷部)に植栽しているツツジ他3種のモニタリングを実施 ピオトープ(峡谷外)に植栽しているツツジ他8種のモニタリングを実施 				<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム地点の降雨データ等（流入量や放流量）を蓄積中。 治水活用に関する基本的な方針について、管理者である神戸市と基本協定締結しているツツジ他2種のモニタリングを実施 現地(峡谷部)に植栽しているツツジ他8種のモニタリングを実施 ピオトープ(峡谷外)に植栽しているツツジ他8種のモニタリングを実施 				<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム地点の水質データを蓄積中。 表層及び底層放流設備の工事着手 新規ダムについて、これまでの峡谷環境調査結果のとりまとめを実施 				<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム地点の水質データを蓄積中。 表層及び底層放流設備の工事継続中 新規ダムについて、ピオトープ(リバーサイド地区)に植栽している貴重種のモニタリングを実施 			
※治水活用の概要: 洪水期の3ヶ月間(7月~9月)、千疋ダムの貯水水位をあらかじめ洪水期制限水位(6月~10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m ³ 確保するもの。																				

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
点検・評価 (C)	取組方針	点検・評価 (C)	点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C)	点検・評価 (C) R2	点検・評価 (C)	点検・評価 (C) R2
<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム流域においては、平成28年度は9月の洪水時等の水文データを収集した。引き続き、データ蓄積を継続する。 治水活用については、管理者である神戸市と協議し、基本的な方針(洪水期である7月~9月に予め水位を1m低下させ、空き容量100万m³を確保)について合意した。治水活用に向け、引き続き協議を継続する。 新規ダムについて、「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム R1から表層及び底層放流設備の工事に着手 新規ダム 峡谷環境調査のとりまとめを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム 千疋ダム流域においては、引き続き、データ蓄積を継続する。 治水活用については、基本的な方針(洪水期である7月~9月に予め水位を1m低下させ、空き容量100万m³を確保)を確保し、治水活用に伴う水質悪化時の補償方法等について、管理者である神戸市と基本協定を締結した。平成30年度工事着手に向け、引き続き協議を継続していく。 新規ダムについて、「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム 表層及び底層放流設備の工事を継続 新規ダム ピオトープ(リバーサイド地区)に植栽している貴重種のモニタリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム 千疋ダム地点の降雨データ等（流入量や放流量）を蓄積中。 治水活用に関する基本的な方針について、管理者である神戸市と基本協定締結しているツツジ他2種のモニタリングを実施 現地(峡谷部)に植栽しているツツジ他8種のモニタリングを実施 ピオトープ(峡谷外)に植栽しているツツジ他8種のモニタリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム 千疋ダム地点の水質データを蓄積中。 表層及び底層放流設備の工事着手 新規ダムについて、これまでの峡谷環境調査結果のとりまとめを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム 千疋ダム地点の水質データを蓄積中。 表層及び底層放流設備の工事継続中 新規ダムについて、ピオトープ(リバーサイド地区)に植栽している貴重種のモニタリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 千疋ダム 千疋ダム地点の水質データを蓄積中。 表層及び底層放流設備の工事継続中 新規ダムについて、ピオトープ(リバーサイド地区)に植栽している貴重種のモニタリングを実施

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7]) に向けて	
今後、新規ダム建設の必要性・実現可能性を検討する。	

河川整備計画の事項・項目
 第4章 河川整備の事柄に関する事項
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
 2 流域対策
 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)

実施目標

「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m³/sとする。
 また、付加的な流出抑制効果が見込まれる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。

施策の概要

「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~H37)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28~R2)計		
													第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)
2. 流域対策	「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 ・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 ・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	推進計画の着実な推進のためフオロアップデートの作成・公表			
			約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	2. 期目標約12.3万m ³ に対し、約14.2万m ³ 完成 累計約15.5万m ³ 完成	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	適切に履行
① 調整池の設置及び保全 ② 様々な流出抑制対策の推進	流出抑制機能の更なる強化に向けた検討 流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	重要調整池の設置に関する技術的基準の確認 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	2. 期目標約12.3万m ³ に対し、約14.2万m ³ 完成 累計約15.5万m ³ 完成	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	適切に履行
		人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 急傾斜地等に対する対策(伐倒・土砂流出防止対策)	約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	2. 期目標約12.3万m ³ に対し、約14.2万m ³ 完成 累計約15.5万m ³ 完成	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	適切に履行
		森林の水源地涵養機能、防止機能などの維持・向上 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備)	約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	2. 期目標約12.3万m ³ に対し、約14.2万m ³ 完成 累計約15.5万m ³ 完成	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	適切に履行
		事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位) 事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	2. 期目標約12.3万m ³ に対し、約14.2万m ³ 完成 累計約15.5万m ³ 完成	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	適切に履行
		事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位) 事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	約5.7万m ³ 着手 約12.3万m ³ 完成	約1.0万m ³ 完成 (学校2箇所、ため池1箇所)	約8.0万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.88万m ³ 完成 (ため池1箇所)	約0.16万m ³ 完成 (学校3箇所) 累計約11.3万m ³ 完成	約4.2万m ³ 完成 (名塩貯水池他) 累計約15.5万m ³ 完成	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	『阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進計画』フオロアップデートの更新(H31.3末時点)を実施	2. 期目標約12.3万m ³ に対し、約14.2万m ³ 完成 累計約15.5万m ³ 完成	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	・重要調整池の設置：1箇所(調整容量約0.1万m ³)	適切に履行

※ 100ha = 1km²
 (次ページに続く)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)								
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28~R2)計			
										適切な運用を実施	適切な運用を実施		適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
②森林保全と公的機能向上	無秩序な伐採・開墾行為の規制等森林の適正な保全	保安林・林地開発許可制度の適切な運用	継続して適切な運用を実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
	豪雨時に発生する土砂崩壊や流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策	H25までに3箇所着手	H30までに3箇所着手	(今後検討)		2箇所着手	2箇所着手	2箇所着手	1箇所着手	1箇所着手	H30までに5箇所着手	H30までに5箇所着手	H30までに5箇所着手	H30までに5箇所着手
③水田への雨水の貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全(関係機関連携・農業者連携)	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
	水田貯留の実施	課題解決に向けた取り組み等の検討	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
	その他公共施設での雨水貯留・浸透の取り組み	各戸への雨水貯留タンクの設置	普及啓発に努め、設置を促進				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
		道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
		透水性舗装	歩道整備に伴って透水性舗装を標準仕様として適用				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施

※ 100ha = 1km²

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29
<p>・ 貯留施設は、県立高校2校(神戸北、有馬)、ため池1箇所(三田池)で整備が完了した。また、ため池2箇所(有野大池・平井の池、計画貯留量:約9万m³)で新たに着手した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。</p> <p>・ 総合治水条例に基づき開発者に対し適切な指導を行い、重要調整池が2箇所(調整容量約0.4万m³)設置された。引き続き、県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <p>・ 森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</p> <p>・ 土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第2次山防・土砂災害対策5箇年計画(H26年3月)に基づき、引き続き整備に取り組む。</p> <p>・ 水田貯留は、昨年度までの神戸市北区道場町等に追加し、宝塚市玉瀬及び三田市川除でセキ板を配付し、取り組みが広がった。</p> <p>・ 各戸貯留は、流域市の助成基数の累計が昨年度から増加し、着実に実績が追加していき。</p> <p>・ 浸透施設(道路側溝、宅内配水等)整備については、尼崎市、西宮市で約6.7kmの整備が実施された。今後引き続き整備に努めていく。</p>	<p>・ 貯留施設は、ため池2箇所(有野大池・平井の池、計画貯留量:約8.8万m³)で整備が完了した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。</p> <p>・ 重要調整池の新たな指定は1箇所。引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <p>・ 森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</p> <p>・ 土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山防・土砂災害対策5箇年計画(H30年3月)に基づき、引き続き整備に取り組む。</p> <p>・ 水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区道場町、三田市川原等でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</p> <p>・ 各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</p> <p>・ 浸透施設(道路側溝、宅内配水等)整備については、尼崎市、西宮市で約5.6kmの整備が実施された。今後引き続き整備に努めていく。</p>	<p>・ 貯留施設は、平成30年度完成箇所はなかったが、鎌ヶ谷大池、名塩ダム(流域対策)に向けて整備を推進していく。</p> <p>・ 重要調整池の新たな指定は1箇所。引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <p>・ 森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</p> <p>・ 土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山防・土砂災害対策5箇年計画(H30年3月)に基づき、引き続き整備に取り組む。</p> <p>・ 水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区道場町、三田市大原等でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</p> <p>・ 各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</p> <p>・ 浸透施設(道路側溝、宅内配水等)整備については、尼崎市、西宮市で約1.0kmの整備が実施された。今後引き続き整備に努めていく。</p>
<p>・ 貯留施設は、県立高校2校(宝塚北、三田洋雲館)と西宮市名塩小学校で整備が完了した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。</p> <p>・ 重要調整池の新たな指定は1箇所。引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <p>・ 森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</p> <p>・ 土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山防・土砂災害対策5箇年計画(H30年3月)に基づき、引き続き整備に取り組む。</p> <p>・ 水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区長尾町、三田市十倉等でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</p> <p>・ 各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</p> <p>・ 浸透施設(道路側溝、宅内配水等)整備については、尼崎市、西宮市で約3.6kmの整備が実施された。今後引き続き整備に努めていく。</p>	<p>・ 貯留施設は、名塩貯水池、鎌が谷大池の治水活用の整備が完了予定。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進する。</p> <p>・ 重要調整池の新たな指定は1箇所。引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <p>・ 森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</p> <p>・ 土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山防・土砂災害対策5箇年計画(H30年3月)に基づき、引き続き整備に取り組む。</p> <p>・ 水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区長尾町でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</p> <p>・ 各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</p> <p>・ 浸透施設(道路側溝、宅内配水等)整備については、尼崎市で約0.1kmの整備が実施された。今後引き続き整備に努めていく。</p>	<p>・ 貯留施設は、平成30年度完成箇所はなかったが、鎌ヶ谷大池、名塩ダム(流域対策)に向けて整備を推進していく。</p> <p>・ 重要調整池の新たな指定は1箇所。引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <p>・ 森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</p> <p>・ 土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山防・土砂災害対策5箇年計画(H30年3月)に基づき、引き続き整備に取り組む。</p> <p>・ 水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区道場町、三田市大原等でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</p> <p>・ 各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</p> <p>・ 浸透施設(道路側溝、宅内配水等)整備については、尼崎市、西宮市で約1.0kmの整備が実施された。今後引き続き整備に努めていく。</p>

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] [に向けて])
<p>学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備については、2期計画目標に達しなかったため、3期計画においては、最終年の目標達成に向けて整備の加速が必要。砂防事業、治山事業については、2期計画目標を上回る実績となった。3期計画については第3次山防・土砂災害対策5箇年計画に基づきR5年までの目標設定を行なう。</p>

	<p>② 共助の取組の推進</p> <p>水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難</p> <p>地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】</p>	<p>災害時要援護者の支援登録台帳等の整備、情報共有化等の取組みを継続実施（流域市全体）</p> <p>災害時要援護者、名簿収集 67 地区・団体 177,000 人に関して支援体制づくり（神戸市）</p> <p>10 施設設の防災訓練に協力を支援を実施、「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」を作成し、啓発活動を実施</p> <p>避難行動要援護者名簿の作成および更新</p> <p>避難支援団体新たに4 団体が加わり、29 団体が登録（西宮市）</p> <p>自治会等を対象とした説明会を計 34 回実施</p> <p>新たに30 団体が避難組織を立ち上げ、合計で35 団体に民生委員・児童委員連合会の避難支援組織の立ち上がりにより、全区域での取り組みを開始（宝塚市）</p> <p>全・自治会 182 に占める 92.9%（三田市）</p> <p>県立尼崎小田高校と地域住民・特別養護老人ホームが協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>自治会防災プラン作成ツールを提供（伊丹市）</p> <p>自治会防災プラン作成ツールを提供（伊丹市）など</p> <p>災害時要援護者支援登録台帳等の取組みを継続実施（神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市）</p>	<p>災害時要援護者、名簿収集 76 地区・団体 178,596 人にし支援体制づくり（神戸市）</p> <p>災害時要援護者支援防犯訓練を実施（道場町）</p> <p>① 支援者から伝達支援者全員への情報伝達</p> <p>② 8 か所の避難訓練場を所、支援者が要援護者を避難誘導し、誘導完了後は、帰宅支援を実施。（神戸市）</p> <p>「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」に基づき、避難行動要援護者名簿の作成および更新を行い、協力をいたただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</p> <p>県立尼崎小田高校と地域住民・特別養護老人ホームが協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>県立尼崎西高校と地域住民と協働して避難所キャッチアップを実施（尼崎市）</p> <p>関西大学社会安全学部が尼崎市連絡協働協議会と協働して避難患者の災害時避難支援カルテを作成、シミュレーション等で報告（尼崎市）</p> <p>武庫川女子大学教育学部が地域の子どもたちと防災マップを作成（尼崎市）</p> <p>新たに1 団体が加わり、市全体で避難支援団体計 33 団体（西宮市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した地区に名簿情報を提供。（伊丹市）</p> <p>地域が防災プランの作成を手助けするツールを提供。（伊丹市）</p> <p>自治会等を対象に説明会を計 50 回実施。R1 年度より、新たに1 団体が避難組織を立ち上げ、合計で48 団体に、個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,263 人となった。（宝塚市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を保有しており、関係部署との共有を図っている。（伊丹市）</p> <p>自治会防災プラン作成ツールを提供（伊丹市）</p> <p>避難行動要援護者約 5,500 名を登録。内 3,044 名の名簿を 171 区・自治会と共有（共有率 171/181=94.4%）（三田市）</p> <p>小学校区において市の</p>	<p>災害時要援護者支援の取組み地区、80 地区・団体（神戸市）</p> <p>「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」に基づき啓発。避難行動要援護者名簿の作成及び更新を行い、協力をいたただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</p> <p>県立尼崎小田高校が防災にかかわる市民啓発用カレンダーを作成、防災フェスを実施</p> <p>県立尼崎西高校と地域住民が協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>関西大学社会安全学部が尼崎市連絡協働協議会と協働して避難患者の災害時避難支援カルテを作成、シミュレーション等で報告（尼崎市）</p> <p>武庫川女子大学教育学部が地域の子どもたちと防災マップを作成（尼崎市）</p> <p>新たに1 団体が加わり、市全体で避難支援団体計 33 団体（西宮市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した地区に名簿情報を提供。（伊丹市）</p> <p>地域が防災プランの作成を手助けするツールを提供。（伊丹市）</p> <p>自治会等を対象に説明会を計 50 回実施。R1 年度より、新たに1 団体が避難組織を立ち上げ、合計で48 団体に、個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,431 人となった。（宝塚市）</p> <p>② 総合防災訓練において、民生児童委員と災害時要援護者への安否訓練を実施（宝塚市）</p> <p>避難行動要援護者約 5,600 名を登録。内 2,962 名の名簿を 178 区・自治会と共有（共有率 178/182=97.8%）（三田市）</p> <p>小学校区において、市の補助制度を活用した防災訓練を実施（三田市）</p>	<p>災害時要援護者支援の取組み地区、80 地区・団体（神戸市）</p> <p>「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」に基づき啓発。避難行動要援護者名簿の作成及び更新を行い、協力をいたただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</p> <p>県立尼崎小田高校が防災にかかわる市民啓発用カレンダーを作成、防災フェスを実施</p> <p>県立尼崎西高校と地域住民が協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>関西大学社会安全学部が尼崎市連絡協働協議会と協働して避難患者の災害時避難支援カルテを作成、シミュレーション等で報告（尼崎市）</p> <p>武庫川女子大学教育学部が地域の子どもたちと防災マップを作成（尼崎市）</p> <p>新たに1 団体が加わり、市全体で避難支援団体計 33 団体（西宮市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した地区に名簿情報を提供。（伊丹市）</p> <p>地域が防災プランの作成を手助けするツールを提供。（伊丹市）</p> <p>自治会等を対象に説明会を計 50 回実施。R1 年度より、新たに1 団体が避難組織を立ち上げ、合計で48 団体に、個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,431 人となった。（宝塚市）</p> <p>② 総合防災訓練において、民生児童委員と災害時要援護者への安否訓練を実施（宝塚市）</p> <p>避難行動要援護者約 5,600 名を登録。内 2,962 名の名簿を 178 区・自治会と共有（共有率 178/182=97.8%）（三田市）</p> <p>小学校区において、市の補助制度を活用した防災訓練を実施（三田市）</p>	<p>災害時要援護者支援の取組み地区、80 地区・団体（神戸市）</p> <p>「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」に基づき啓発。避難行動要援護者名簿の作成及び更新を行い、協力をいたただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</p> <p>県立尼崎小田高校が防災にかかわる市民啓発用カレンダーを作成、防災フェスを実施</p> <p>県立尼崎西高校と地域住民が協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>関西大学社会安全学部が尼崎市連絡協働協議会と協働して避難患者の災害時避難支援カルテを作成、シミュレーション等で報告（尼崎市）</p> <p>武庫川女子大学教育学部が地域の子どもたちと防災マップを作成（尼崎市）</p> <p>新たに1 団体が加わり、市全体で避難支援団体計 33 団体（西宮市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した地区に名簿情報を提供。（伊丹市）</p> <p>地域が防災プランの作成を手助けするツールを提供。（伊丹市）</p> <p>自治会等を対象に説明会を計 50 回実施。R1 年度より、新たに1 団体が避難組織を立ち上げ、合計で48 団体に、個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,431 人となった。（宝塚市）</p> <p>② 総合防災訓練において、民生児童委員と災害時要援護者への安否訓練を実施（宝塚市）</p> <p>避難行動要援護者約 5,600 名を登録。内 2,962 名の名簿を 178 区・自治会と共有（共有率 178/182=97.8%）（三田市）</p> <p>小学校区において、市の補助制度を活用した防災訓練を実施（三田市）</p>	<p>災害時要援護者支援の取組み地区、80 地区・団体（神戸市）</p> <p>「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」に基づき啓発。避難行動要援護者名簿の作成及び更新を行い、協力をいたただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</p> <p>県立尼崎小田高校が防災にかかわる市民啓発用カレンダーを作成、防災フェスを実施</p> <p>県立尼崎西高校と地域住民が協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>関西大学社会安全学部が尼崎市連絡協働協議会と協働して避難患者の災害時避難支援カルテを作成、シミュレーション等で報告（尼崎市）</p> <p>武庫川女子大学教育学部が地域の子どもたちと防災マップを作成（尼崎市）</p> <p>新たに1 団体が加わり、市全体で避難支援団体計 33 団体（西宮市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した地区に名簿情報を提供。（伊丹市）</p> <p>地域が防災プランの作成を手助けするツールを提供。（伊丹市）</p> <p>自治会等を対象に説明会を計 50 回実施。R1 年度より、新たに1 団体が避難組織を立ち上げ、合計で48 団体に、個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,431 人となった。（宝塚市）</p> <p>② 総合防災訓練において、民生児童委員と災害時要援護者への安否訓練を実施（宝塚市）</p> <p>避難行動要援護者約 5,600 名を登録。内 2,962 名の名簿を 178 区・自治会と共有（共有率 178/182=97.8%）（三田市）</p> <p>小学校区において、市の補助制度を活用した防災訓練を実施（三田市）</p>	<p>災害時要援護者支援の取組み地区、80 地区・団体（神戸市）</p> <p>「尼崎市避難行動要援護者避難支援指針」に基づき啓発。避難行動要援護者名簿の作成及び更新を行い、協力をいたただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</p> <p>県立尼崎小田高校が防災にかかわる市民啓発用カレンダーを作成、防災フェスを実施</p> <p>県立尼崎西高校と地域住民が協働して避難訓練を実施（尼崎市）</p> <p>関西大学社会安全学部が尼崎市連絡協働協議会と協働して避難患者の災害時避難支援カルテを作成、シミュレーション等で報告（尼崎市）</p> <p>武庫川女子大学教育学部が地域の子どもたちと防災マップを作成（尼崎市）</p> <p>新たに1 団体が加わり、市全体で避難支援団体計 33 団体（西宮市）</p> <p>避難行動要援護者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した地区に名簿情報を提供。（伊丹市）</p> <p>地域が防災プランの作成を手助けするツールを提供。（伊丹市）</p> <p>自治会等を対象に説明会を計 50 回実施。R1 年度より、新たに1 団体が避難組織を立ち上げ、合計で48 団体に、個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,431 人となった。（宝塚市）</p> <p>② 総合防災訓練において、民生児童委員と災害時要援護者への安否訓練を実施（宝塚市）</p> <p>避難行動要援護者約 5,600 名を登録。内 2,962 名の名簿を 178 区・自治会と共有（共有率 178/182=97.8%）（三田市）</p> <p>小学校区において、市の補助制度を活用した防災訓練を実施（三田市）</p>
--	---	---	--	--	--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 100/436 =22.9% 西宮市 215/393 =54.7% 宝塚市 7/87 = 8.0% ・要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において水害リスクを啓発実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・気象庁の降雨予測情報の精度向上を踏まえ、氾濫予測システムを改良(県)
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認訓練の実施(丹波篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 91/408 =22.3% 尼崎市 322/958 =33.6% 西宮市 138/395 =34.9% 伊丹市 115/164 =70.1% 宝塚市 7/87 = 8.0% 三田市 2/21 = 9.5% 丹波篠山市 0/0 ・要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において水害リスクを啓発実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認訓練の実施(丹波篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 37/311 =11.9% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 142/179 =79.3% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・2018年9月に避難確保計画の作成に関する講習会を開催(神戸市) ・総合防災訓練において、民生児童委員と災害時要援護者への安全訓練を実施した。(宝塚市) ・要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において水害リスクを啓発実施(伊丹市) 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災行政無線の整備が進み、一斉即時に音で住民へ情報伝達が可能になった。(宝塚市)
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市) ・市HPに要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市) ・H30.5.31庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を庁内に要請(尼崎市) ・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市) ・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市) ・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市) ・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門、教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市) ・対象施設と調整中(西宮市) ・H30.3施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市) ・H30.6対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市) ・市HPに要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市) ・H30.5.31庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を庁内に要請(尼崎市) ・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市) ・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市) ・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市) ・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門、教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市) ・対象施設と調整中(西宮市) ・H30.3施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市) ・H30.6対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市) ・市HPに要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市) ・H30.5.31庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を庁内に要請(尼崎市) ・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市) ・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市) ・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市) ・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門、教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市) ・対象施設と調整中(西宮市) ・H30.3施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市) ・H30.6対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市) ・市HPに要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市) ・H30.5.31庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を庁内に要請(尼崎市) ・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市) ・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市) ・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市) ・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門、教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市) ・対象施設と調整中(西宮市) ・H30.3施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市) ・H30.6対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市) ・市HPに要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市) ・H30.5.31庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を庁内に要請(尼崎市) ・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市) ・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市) ・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市) ・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門、教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市) ・対象施設と調整中(西宮市) ・H30.3施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市) ・H30.6対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数) <ul style="list-style-type: none"> 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 ・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市) ・市HPに要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市) ・H30.5.31庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を庁内に要請(尼崎市) ・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市) ・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市) ・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市) ・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門、教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市) ・対象施設と調整中(西宮市) ・H30.3施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市) ・H30.6対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBÉそなえとう』の配信開始。 『KOBÉ防災啓発ポータルサイトSONAE to U?』

				<ul style="list-style-type: none"> 防災スピーカーによる定期放送の充実、緊急告知や「購入費補助の充実等（西宮市）、ひょうご防災ネットの12か国語対応に伴い、出前講座や窓口で配布し、引き続き登録者数増に努める（宝塚市） 	<ul style="list-style-type: none"> （http://www.kobe-souhae.jp/）との連携と多言語対応により、防災に触れる機会を充実させた。オプラインでいつでも閲覧可能なマップの搭載などに、市民への防災情報伝達手段を拡充（神戸市） コミュニティFM避難地域解消（生瀬中継局建設）（西宮市） 登録制メールの周知継続による登録者増（宝塚市） 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町相互間の災害時応援協定を締結（各市町） 隣接市と避難所等の相互利用について協議（西宮市） 川西市と避難所に関する協定あり（宝塚市） 池田市の学校を本市の避難所として指定している。（伊丹市） 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神間7市1町と災害時応援協定を締結（各市町） 宝塚市と避難所相互活用について継続協議中（西宮市） 池田市の学校を避難所として指定（伊丹市） 川西市、伊丹市と避難所に関する取り組みあり（宝塚市） 想定最大規模の高潮等に対する浸水に対する避難対策を検討する「大規模水害」を放置。検討委員会は、(1)避難場所、避難手段、タイムムライ等との避難行動の基本的考え方及び広域避難の連携・協力体制、役割分担等、(2)関係機関の連携・協力体制、役割分担等、(3)広域避難のあり方及び広域避難計画の内容等（県） (第1回：1.10.30(水)、第2回：R1.11.29(金)、第3回：R1.12.25(水)、第4回：R2.2.19(火)) 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神間7市1町と災害時応援協定を締結（各市町） 宝塚市と避難所相互活用について継続協議中（西宮市） 池田市の学校を避難所として指定（伊丹市） 川西市、伊丹市と避難所に関する取り組みあり（宝塚市） 想定最大規模の高潮等に対する浸水に対する避難対策を検討する「大規模水害」を放置。検討委員会は、(1)避難場所、避難手段、タイムムライ等との避難行動の基本的考え方及び広域避難の連携・協力体制、役割分担等、(2)関係機関の連携・協力体制、役割分担等、(3)広域避難のあり方及び広域避難計画の内容等（県） (第1回：1.10.30(水)、第2回：R1.11.29(金)、第3回：R1.12.25(水)、第4回：R2.2.19(火))
	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市間で避難情報の共有 隣接市の避難所の相互活用【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難判断の助けとなるような公助の取組【市】 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町相互間の災害時応援協定を締結（各市町） ハザードマップへ、市域外の避難所などの追加を検討（西宮市） 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町相互間の災害時応援協定を締結（各市町） 池田市の学校を本市の避難所と指定（伊丹市） 			

	<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・広域避難地看板を設置 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・臨海部を中心とした30箇所を誘導板を設置（尼崎市） ・緊急避難場所看板、各指定避難所屋外表示等を設置。（西宮市・三田市） ・市内171箇所（伊丹市）のステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>
<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・臨海部を中心とした30箇所を誘導板を設置（尼崎市） ・緊急避難場所看板、各指定避難所屋外表示等を設置。（西宮市・三田市） ・市内171箇所（伊丹市）のステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>
<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>避難経路等の屋外表示の検討 【市】</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・臨海部を中心とした30箇所を誘導板を設置（尼崎市） ・緊急避難場所看板、各指定避難所屋外表示等を設置。（西宮市・三田市） ・市内171箇所（伊丹市）のステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>	<p>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリアや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。 ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</p>

③水害に備える共済制度の加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進	フェニックス共済加入率15% (当面の目標)	加入率9.4% (県) (うち、6.9% (市))	加入率9.5% (県) (うち、6.9% (市))	加入率9.6% (県) (うち、7.1% (市))	加入率9.6% (県) (うち、7.2% (市))																																																
			<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>19年度実績</td><td>20年度実績</td><td>21年度実績</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>167,026戸</td><td>2,114,977戸</td><td>167,026戸</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>0.15%</td><td>2.11%</td><td>0.15%</td></tr> </table>	加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績	加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸	加入率	0.15%	2.11%	0.15%	<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>19年度実績</td><td>20年度実績</td><td>21年度実績</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>167,026戸</td><td>2,114,977戸</td><td>167,026戸</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>0.15%</td><td>2.11%</td><td>0.15%</td></tr> </table>	加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績	加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸	加入率	0.15%	2.11%	0.15%	<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>19年度実績</td><td>20年度実績</td><td>21年度実績</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>167,026戸</td><td>2,114,977戸</td><td>167,026戸</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>0.15%</td><td>2.11%</td><td>0.15%</td></tr> </table>	加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績	加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸	加入率	0.15%	2.11%	0.15%	<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>19年度実績</td><td>20年度実績</td><td>21年度実績</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>167,026戸</td><td>2,114,977戸</td><td>167,026戸</td></tr> <tr><td>加入率</td><td>0.15%</td><td>2.11%</td><td>0.15%</td></tr> </table>	加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績	加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸	加入率	0.15%	2.11%	0.15%
加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績																																																			
加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸																																																			
加入率	0.15%	2.11%	0.15%																																																			
加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績																																																			
加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸																																																			
加入率	0.15%	2.11%	0.15%																																																			
加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績																																																			
加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸																																																			
加入率	0.15%	2.11%	0.15%																																																			
加入率	19年度実績	20年度実績	21年度実績																																																			
加入率	167,026戸	2,114,977戸	167,026戸																																																			
加入率	0.15%	2.11%	0.15%																																																			

<凡例> (県)：全県の合計値、(市)：流域7市域全体の合計値、(区)：武庫川流域十(尼崎、西宮河市の南部地域)の合計値

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>尼崎市・西宮市・伊丹市・三田市・篠山市では、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供した。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。神戸市ではサントアート動画「避難勧告！その時、どうする」を制作し各種メディアで配信、西宮市では防災スピーカーカーによる定期放送を充実、宝塚市ではひょうご情報ネットワークの多言語対応化の周知チラシを配布するなど、各市において防災情報提供体制の充実を図った。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策（台帳整備や情報共有等）を実施、宝塚市では自治会防災プラン作成のための取組を推進していく。住民が安全かつスムーズに避難するための取組を進めていく。</p> <p>【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図の作成中、宝塚市では、開発業者に対しハザードマップの事前確認を求めるとした。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>	<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成29年6月よりNHKデータ放送で河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。神戸市では、防災スマートフォンアプリ「KOBÉ さなえとぅ？」を配信開始、西宮市では、防災スマートフォンアプリ「KOBE さなえとぅ？」を配信開始、各市において防災情報提供体制の充実を図った。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策（台帳整備や情報共有等）を実施、宝塚市では自治会防災プラン作成のための取組を推進していく。住民が安全かつスムーズに避難するための取組を進めていく。</p> <p>【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図の作成中、流域各市では水害リスクの啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>	<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHKデータ放送に加え、Yahoo! JAPANでも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表、流域各市では水害リスクの啓発や要援護者利用施設等の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>	<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHKデータ放送に加え、Yahoo! JAPANでも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表、流域各市では水害リスクの啓発や要援護者利用施設等の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>
<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHKデータ放送に加え、Yahoo! JAPANでも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。今後、県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策（台帳整備や情報共有等）を実施、宝塚市では自治会防災プラン作成のための取組を推進していく。住民が安全かつスムーズに避難するための取組を進めていく。</p> <p>【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表、流域各市では水害リスクの啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>	<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHKデータ放送に加え、Yahoo! JAPANでも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表、流域各市では水害リスクの啓発や要援護者利用施設等の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>	<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHKデータ放送に加え、Yahoo! JAPANでも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表、流域各市では水害リスクの啓発や要援護者利用施設等の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>	<p>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】</p> <p>流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会を提供し、防災の担い手となる人材育成のために、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</p> <p>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】</p> <p>県は氾濫予測システムの利用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHKデータ放送に加え、Yahoo! JAPANでも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を図っていく。</p> <p>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】</p> <p>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表、流域各市では水害リスクの啓発や要援護者利用施設等の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</p>

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

引き続き情報提供、水防体制の強化、避難体制の充実に取り組んでいく。

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の事柄に関する事項
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
1 正常流量の確保
(1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用

実施目標

既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。

施策の概要

河川の状況については、生瀬大橋地点で過去12年間(平成5~16年)の最小の洪水流量が1.43m³/sであり、概ね正常流量(1.5m³/s)を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の促進によって合理的な水利用の促進に努める。

1. 期別計画(P)	取組方針	点検指標	期別計画(P)				実績(D)				
			第1期(H23~H27)	第2期(H28~H32)	第3期(H33~H37)	第4期(H38~H42)	H28	H29	H30	R1	R2
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取握	取水実施の把握	-	-	-	流域内218件中14件が事業予定箇所	流域内218件中14件が事業予定箇所	流域内217件中13件が事業予定箇所	-	-
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切り替	取水施設の改善や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。	-	-	-	点検指標に該当する事業がなかったため未実施	許可水利権への切替はなし	1件許可水利権へ切替え	-	-
(2) 適正な水利用	適正な水利用の促進(関係機関連携)	節水の啓発・水利用の合理化	節水の啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことによって、漏水の防止・有収率の向上を図る。	ホムページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	ホムページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	ホムページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	老朽管の更新、漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	老朽管の更新、漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	老朽管の更新、漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	老朽管の更新、漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。
		節水の啓発・水利用の合理化	節水の啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことによって、漏水の防止・有収率の向上を図る。	ホムページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	ホムページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	ホムページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。	点検指標に該当する事業がなかったため未実施	許可水利権への切替はなし	1件許可水利権へ切替え	-	-

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29
<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度については、正常流量1.5m³/sを概ね確保できている。今後より豊かな流量の確保に努める。 ・事業予定箇所が存在する14件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。 ・節水の啓発については、今後引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。 ・自治体の有収率を確認し、大きな変動はなかった。有収率が著しく悪化した場合には、水道事業者に原因説明や改善を要請する。 ・今後引き続き、節水の啓発、水利利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利利用の推進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度については、正常流量1.5m³/sを概ね確保できている。今後より豊かな流量の確保に努める。 ・事業予定箇所が存在する14件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。 ・節水の啓発については、今後引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。 ・今後引き続き、節水の啓発、水利利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利利用の推進に取り組む。
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32
<ul style="list-style-type: none"> ・R1年度については、正常流量1.5m³/sを概ね確保できている。 ・事業予定箇所が存在する14件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。 ・節水の啓発については、今後引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。 ・今後引き続き、節水の啓発、水利利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利利用の推進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度については、正常流量1.5m³/sを概ね確保できている。 ・事業予定箇所が存在する14件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。 ・節水の啓発については、今後引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。 ・今後引き続き、節水の啓発、水利利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利利用の推進に取り組む。

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7]) に向けて	
引き続き取り組みを進める。	

<p>河川整備計画の事項・項目</p>	<p>実施目標</p>
<p>第4章 河川整備の事柄に関する事項 第2節 緊急時の水利用 2 緊急時の水利用 (1) 洪水調整および広域的な水融通の円滑化 (2) 緊急時の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による洪水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。</p>	<p>洪水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。</p>
<p>河川整備の事柄に関する事項 第2節 緊急時の水利用 2 緊急時の水利用 (1) 洪水調整および広域的な水融通の円滑化 (2) 緊急時の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による洪水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。</p>	<p>洪水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。</p>

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30		
(1) 洪水調整および広域的な水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(洪水時) 洪水調整会議等における利水者への必要な情報提供等の取組調整	洪水の状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	2月に青野ダム貯水率が約40%となり、流域の水利権者に呼びかけ青野ダム洪水対策連絡会議を開催	R1	R2
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消火用水や生活用水等と併用する河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放水等	緊急時の状況に応じて実施	水需要の動向を踏まえ実施			点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	広域的な水融通を行う連絡管の概略設計及び現地測量を実施。(県企業庁)		

※洪水時に洪水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30		
3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) H28									
		点検・評価 (C) H29									
		点検・評価 (C) H30									

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])

点検・評価 (C) H28

- 洪水や震災等による被害が発生しなかったため、洪水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。
- 給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手した。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。

点検・評価 (C) H29

- 洪水や震災等による被害が発生しなかったため、洪水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。
- 給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手した。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。

点検・評価 (C) H30

- 1月末に青野ダム貯水率が50%を下回ったため、青野ダム洪水対策連絡会議を開催。2月に40%を下回ることが見込まれたため、検討を依頼。その後、洪水状況は深刻化した場合の取水制限方法について検討を依頼。その後、洪水状況は改善されたが、令和元年5月に再度洪水対策連絡会議を開催し、水利権者に対して行ったアンケート結果をもとに、今後の対応について議論を行った。
- 給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手した。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30		
4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)		点検・評価 (C) H31									

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

点検・評価 (C) H31

- 洪水や震災等による被害が発生しなかったため、洪水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。
- 給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手している。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
第3節 健全な水循環の確保

実施目標

兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保

施策の概要

流域水循環の把握に努めるとともに、柔軟性のある取り組みを実施する。なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組み。

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）				
			第1期（H23～H27）	第2期（H28～R2）	第3期（R3～R7）	第4期（R8～R12）	H28	H29	H30	R1	R2
流域水循環の把握	流域水循環の把握	流域水循環の把握	流域水循環把握に必要なデータの収集				雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積。	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積
		再掲 人工林の間伐等（関係機関連携・住民連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定はは県民局単位）				334ha ^①	336ha ^①	289ha ^①	183ha ^①	集計中 (R3年以降)
	再掲 急傾斜地等に対する人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定はは県民局単位）				163ha ^①	123ha ^①	146ha ^①	141ha ^①	集計中 (R3年以降)	
	再掲 高齢人工林への広葉樹林への一部誘導（混交林整備）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定はは県民局単位）				—	31ha ^①	H30 実績はなし	R1 実績はなし	25ha 見込 ^①	
3. 健全な水循環の確保	貯留浸透施設の整備（関係機関連携）	ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づいたため池の保全・整備				雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積。	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理ダム貯水位置等のデータを蓄積	ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施
		ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づいたため池の保全・整備				ため池定期点検事業の実施	ため池定期点検事業の実施	ため池定期点検事業の実施	ため池定期点検事業の実施	ため池定期点検事業の実施
		透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進				約5,500m ^② （神戸市域除く） H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用	約10,650m ^② （神戸市域除く） H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用	約12,350m ^② （県立甲山森林公園）	透水性舗装 480m ^②	
		浸透ます等の整備（道路側溝の浸透化）	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施				約6.7km ^③ （尼崎市、西宮市） [累計約178km ^③]	約5.6km ^③ （尼崎市、西宮市） [累計約184km ^③]	約1.0km ^③ （尼崎市、西宮市） [累計約185km ^③]	約3.6km ^③ （尼崎市、西宮市） 1.8km ^③ [累計約189km ^③]	約0.1km ^③ （尼崎市、西宮市） [累計約189km ^③]

※ 100ha＝1km²

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) H28	
		<ul style="list-style-type: none"> 流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。 水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組みでいく。 水循環に寄与する透水性舗装については、地下水水位等の条件を満たす箇所では、道路整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約6.7kmの整備が実施された。 今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。 水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組みでいく。 水循環に寄与する透水性舗装については、地下水水位等の条件を満たす箇所では、道路整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約5.6kmの整備が実施された。 今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。
		<ul style="list-style-type: none"> 流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。 水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組みでいく。 水循環に寄与する透水性舗装については、地下水水位等の条件を満たす箇所では、道路整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約3.6kmの整備が実施された。 今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。 水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組みでいく。 水循環に寄与する透水性舗装については、地下水水位等の条件を満たす箇所では、道路整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市で約0.1kmの整備が実施された。 今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7]) (に向けて)	
引き続き健全な水循環の確保に向けて取り組む。	

河川整備計画の事項・項目	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (1) 「2つの原則」の適用にあたる考え方 (2) 「2つの原則」の適用した河川整備の実施箇所における主な対策 ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部</p>
実施目標	<p>武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。 (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出 (武庫川下流部掘込区間) 磯河原の再生 (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生</p>
施策の概要	<p>河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。 (水系全体で戦略的に自然環境の保全・再生) 河川事業の計画案による影響評価を行い、河川事業の計画案に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会 ※ 「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会</p>

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)				
		第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2
河川整備計画の事項・項目	取組方針	「2つの原則」の留意事項等とめられたり手引きの作成	手引き作成	-	-					
	点検指標	「2つの原則」のパンフレットの作成	パンフレットの作成(完了)	-	-					
1. 動植物の生活環境の保全・再生	取組方針	地域住民や団体等による生息環境の保全・再生活動の円滑化	行政手続の迅速化 技術面のサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施		武庫川漁協等が行ったアユの産卵場造成やアユドブト制度を活用した地域活性化について、申請手続きの迅速化、資材・技術面等のサポートを実施	市民団体の特定外来種オオキケンケイギク駆除イベントに参加 武庫川漁協等が行うアユの産卵場づくりは雨天中止	市民団体の特定外来種オオキケンケイギク駆除イベントに参加	市民団体の特定外来種オオキケンケイギク駆除イベントに参加 定(春、秋はコロナ禍で中止)	市民団体の特定外来種オオキケンケイギク駆除イベントに参加 定(春、秋はコロナ禍で中止)
	点検指標	「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施	武庫川上流部において「川づくり計画図」等に基づき工事を実施 武庫川中流部武田尾地区において、工事範囲内に生息する希少種サツキ、アオヤギバナ、ヒナランを工事範囲外に移植またはは苗植栽した。	市民団体の特定外来種オオキケンケイギク駆除イベントに参加 武庫川中流部武田尾地区で希少種モニタリングを実施。3種とも再生・復元目標の個体数以上の生残を確認。	上流部において同計画図に基づき工事を実施 武庫川中流部武田尾地区で移植またはは苗植栽した希少種モニタリングを実施。	上流部において同計画図に基づき工事を実施 武庫川中流部武田尾地区で移植またはは苗植栽した希少種モニタリングを実施。	上流部において同計画図に基づき工事を実施 武庫川中流部武田尾地区で移植またはは苗植栽した希少種モニタリングを実施。
(1) 「2つの原則」の適用にあたる考え方	取組方針	重点化を図り優先順位の高いものから配慮を検討する生活空間を改善	配慮を検討する生活空間の改善	ワークシヨップ等で実施方策を検討し実施						
	点検指標	河床掘削に伴った掘削等の撤去	河床掘削に伴った掘削等の撤去	掘削完了	掘削完了					
(2) 「2つの原則」の適用した河川整備	取組方針	河床掘削に伴った掘削等の撤去	河床掘削に伴った掘削等の撤去	掘削完了	掘削完了					
	点検指標	河床掘削に伴った掘削等の撤去	河床掘削に伴った掘削等の撤去	掘削完了	掘削完了					

の 箇 所 に お け る 主 な 対 策	② 下流部掘込区間	上流側床止め の魚道改良	—	—	2号・3号床 止工の撤去 又は改築に 併せて実施	下流部1～8号床止工 付近でアユの遡上・分 布調査を実施 ・2号床止工で簡易な鋼 製魚道を試験的に設置	下流部1～8号床止工 付近でアユの遡上・分 布調査を実施 ・2号床止工で簡易な鋼 製魚道を改良して再度 試験設置	下流部1～8号床止工 付近でアユの遡上・分 布調査を実施 ・2号床止工で簡易な鋼 製魚道を改良して再度 試験設置	下流部1～8号床止工 付近でアユの遡上・分 布調査を実施	下流部1～8号床止工 付近でアユの遡上・分 布調査を実施	
		水制工等の 設置	—	—	河床掘削等 による流下 能力拡大の 後、実施	河川改修の進捗にあわせ て実施するため今年度は 未実施	河川改修の進捗にあわせ て実施するため今年度は 未実施	河川改修の進捗にあわせ て実施するため今年度は 未実施	河川改修の進捗にあわせ て実施するため今年度は 未実施	河川改修の進捗にあわせ て実施するため今年度は 未実施	
		干潟の創出	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施
		礫河原と 瀬・淵の再 生	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施
		外来植物の 除去	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施
		代償措置と しての礫河 原の再生	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施
		移動性が低 い生物の移 植対策	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施
		みお筋の再 生	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施
		瀬・淵の再 生	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施
		フンド・た まりの再生	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施
③ 上流部		オギ群集の 再生	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	
		代償措置と しての瀬・ 淵やフンド 等	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	
		出	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施	

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<p>(武庫川下流部築堤区間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28年度に実施した河床掘削工事の区間において、水環境に対する影響を把握するため、水質検査等を行った。 ・ H28年度は、下流部1～8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。 <p>(武庫川上流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「川づくり計画図」に基づき、河道掘削工事 (L=0.06km) を実施した。工事に併せて、オギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚目の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。 ・ 今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。 	<p>(武庫川下流部築堤区間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流部1～8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。 ・ (武庫川下流部掘込区間) ・ 環境の「2つの原則」第3回専門委員会を開催し、「川づくり計画図」を作成。 ・ (武庫川上流部) ・ 「川づくり計画図」に基づき、河道掘削工事 (L=245m) を実施した。工事に併せて、オギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚目の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。 ・ 今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。 	<p>(武庫川下流部築堤区間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流部1～8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。 ・ (武庫川下流部掘込区間) ・ 環境の「2つの原則」第3回専門委員会を開催し、「川づくり計画図」を作成。 ・ (武庫川上流部) ・ 「川づくり計画図」に基づき、工事に併せてオギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚目の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。オグラコウホネ生育状況を観察中。 ・ 今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。 ・ 仁川合流点の除伐・堆積土砂除去にあわせ、瀬・淵の再生を実施 	<p>(武庫川下流部築堤区間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流部1～8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。 ・ (武庫川下流部掘込区間) ・ 名塩道路工事に伴う河積確保のため一部河道掘削を実施した際、川づくり計画にあわせ比高を考慮して実施。 ・ (武庫川上流部) ・ 「川づくり計画図」に基づき、工事に併せてオギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚目の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。オグラコウホネ生育地保全のため、細田橋のワンドに移植して生育状況を観察中。 ・ 今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。
4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)	引き続き生物生息環境の保全・再生に取り組む。		

河川整備計画の事項・項目	実施目標
第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
施策の概要	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)				
	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2
河川整備計画の事項・項目 (3)天然アユが遡上する川づくり	取組方針 関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	点検指標 ・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じた生息実態の追加調査等	第1期 (H23~H27) 魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。	第2期 (H28~R2) ・県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工造成、専門家と生物観察会を実施。(H28、10、29) ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置	H28 ・県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工造成、専門家と生物観察会を実施。(H28、10、29) ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置	H29 ・県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工造成、専門家と生物観察会を実施。(H28、10、29) ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置	H30 ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を改良して再度試験的に設置 ・夏季の異常高水温により夏以降、アユの魚影を確認できなかった。	R1 ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を改良して再度試験的に設置 ・引き続き生息実態調査を実施	R2 ・引き続き生息実態調査を実施

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
・アユなどの魚類にとりより望ましい川づくりに向け、取組を実施。 ・各取組の結果等を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造等について検討していく。	・アユなどの魚類にとりより望ましい川づくりに向け、取組を実施。 ・簡易鋼製魚道は、住民でも簡易に移動可能な魚道として、H28、H29の二箇年をかけて人と自然の博物館、芸術大学と連携して開発に取り組んできた。今後、制作や設置のノウハウをとりまとめ住民運動ツールとして情報発信していく。 ・各取組の結果等を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、河川改修に合わせた床止工改築の際の魚道構造等について検討していく。	・アユなどの魚類にとりより望ましい川づくりに向け、取組を実施。 ・簡易鋼製魚道は、住民でも簡易に移動可能な魚道として、H28、H29の二箇年をかけて人と自然の博物館、芸術大学と連携して開発に取り組んできた。今後、制作や設置のノウハウをとりまとめ住民運動ツールとして情報発信していく。 ・H29の結果をもとに形状を改良し、H30に再度仮設置して実験を試みたが、水位が高く好ゾーダが得られなかつたため、H31春に再設置して実験中。 ・夏季高水温による個体減少が顕著であったため、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、対策を検討していく。	・アユなどの魚類にとりより望ましい川づくりに向け、取組を実施。 ・簡易鋼製魚道は、住民でも簡易に移動可能な魚道として、H28、H29の二箇年をかけて人と自然の博物館、芸術大学と連携して開発に取り組んできた。今後、制作や設置のノウハウをとりまとめ住民運動ツールとして情報発信していく。 ・H29の結果をもとに形状を改良し、H30に再度仮設置して実験を試みたが、水位が高く好ゾーダが得られなかつたため、H31春に再設置して実験中。 ・夏季高水温による個体減少が顕著であったため、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、対策を検討していく。
点検・評価 (C) RI ・確認できた個体数は、下流の1号床止工が最大であるが、2号床止工から4号床止工にかけて400以上の個体数が安定して確認された。 ・平成28年度調査まで、最も多く個体数が確認されたのは2号床止工であったが、袋詰め玉石試験設置による効果で、平成29～30年度調査では最も滞留する場所は3号床止工に移っている傾向が見られた。 ・引き続き生息実態調査を実施	点検・評価 (C) R2 ・引き続き生息実態調査を実施		

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)
魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。 2アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。

河川整備計画の事項・項目	実施目標	管理番号 16
第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出	自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。	
施策の概要	武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。	

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2
2. 良好な景観の保全・創出	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	<ul style="list-style-type: none"> 地域固有の生態系の保全 自然素材や多量な採用法の活用 構造物の強度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮 	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。
	<p>地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成</p> <p>河川整備に必要最小限とす河川計画、施工方法等の検討</p> <p>樹木伐採を必要最小限とす河川計画、施工方法等の検討</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p> <p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>

地域のまらわつくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	市の要望に応じて実施	除草や清掃等を実施し、武蔵川らしい良好な景観維持に努めた。	除草や清掃等を実施し、武蔵川らしい良好な景観維持に努めた。	有馬川親水広場整備 A=1,540㎡ ・除草や清掃等を実施し、武蔵川らしい良好な景観維持に努めた。	有馬川河道内通路整備 L=180m ・除草や清掃等を実施し、武蔵川らしい良好な景観維持に努めた。
-----------------	-----------------	------------	-------------------------------	-------------------------------	---	--

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H30	
<ul style="list-style-type: none"> 上流部において武蔵川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。 下流部築堤区間における樹木管理についての基本的な方針について、第6回懇話会で了承を得た。今後は、基本的な方針を踏まえつつ、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。なお、下流部低水護岸部の残存鋼矢板を活用したままり・干潟を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上流部において武蔵川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。なお、下流部低水護岸部の残存鋼矢板を活用したままり・干潟を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上流部において武蔵川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上流部において武蔵川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 有馬川親水広場を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 有馬川河道内通路を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 有馬川河道内通路を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。 下流部築堤区間の干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 有馬川河道内通路を整備 		

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)	
河川整備の進捗にあわせて引き続き取り組む。	

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項
3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保

実施目標

施策の概要

自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設等の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境、治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。				<p>H28 下流部築堤区間の工事実施においては、樹木伐採や、高水敷の掘削により利用の制限が伴うことかから、地域住民等の理解を得るため、現地での事業PR用掲示板を活用したほか、出前講座等の開催等の広報に努めた。</p> <p>H29 下流部築堤区間の工事実施においては、樹木伐採や、高水敷の掘削により利用の制限が伴うことかから、地域住民等の理解を得るため、現地での事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会の開催等の広報に努めた。</p> <p>H30 下流部築堤区間の工事実施においては、地域住民等の理解を得るため、現地での事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会の開催等の広報に努めた。</p> <p>R1 下流部築堤区間の工事実施においては、地域住民等の理解を得るため、現地での事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会の開催等の広報に努めた。</p> <p>R2 下流部築堤区間の工事実施においては、地域住民等の理解を得るため、現地での事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会の開催等の広報に努めた。</p>
	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援（関係機関連携）	・河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設等の整備	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設等の整備に努める。				<p>仁川河口部において、出水によって滞りが発生したため、堆積土砂を撤去し良好な水辺空間を復元。</p> <p>不法係留等の違法な水面利用は確認されなかった。</p>
	秩序ある水辺利用（流域市連携、関係機関連携）	秩序ある水辺利用	流域市や関係機関などとの連携し、不法係留等の違法な水面利用が無い状態を維持する。			<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	
	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出（住民連携）	〈下流部築堤区間〉 水辺とのふれあいの場の創出	河川整備の進捗にあわせて実施			<p>河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。</p> <p>河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。</p> <p>河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。</p> <p>河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。</p>	

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C) R2
<ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間においては、出前講座等の開催等の広報に努め、地元の詳細を得ながら、低水幅等の工事を継続する。 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の詳細を得ながら、低水幅等の工事を継続する。 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の詳細を得ながら、低水幅等の工事を継続する。 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の詳細を得ながら、低水幅等の工事を継続する。 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)	
引き続き人と河川の豊かなふれあいの確保に向けて取り組む。	

河川整備計画の事項・項目		実施目標		関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。	
第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の向上 (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上 (4) わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上、の取り組みを進める。		実施目標		関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。	
施策の概要		実施目標		関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。	

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				H28	H29	H30	R1	R2	
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)						
4. 水質の向上	(1) 下水道整備の推進	下水処理施設の高度処理化	〈下流処理区〉 合流式下水 道緊急改善 計画の目標 達成	〈上流処理区〉 今後の汚水量の増加に 応じて施設を増設 (既存施設は高度処理化済)	—	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	
	(2) 水質調査等の継続実施	定期的な水質調査や底質調査 (関係機関連携)	合流式下水 道改善事業 等	合流式下水 道緊急改善 計画の目標 達成	合流式下水 道緊急改善 事業の結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	
	(3) 水質事故への対応	水質事故時の情報収集と速やかな伝達 (関係機関連携)	「武庫川水質連絡会議」*等との連携	継続して実施	水質汚濁防止法に基づき継続して実施	平成28年度の水質事故は5件発生し、うち1件で県企業庁及び三田市が一時的取水を停止した。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)	平成29年度の水質事故は7件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)	平成30年度の水質事故は4件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)	令和元年度の水質事故は4件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)	令和元年度の水質事故は4件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)	令和元年度の水質事故は4件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)	令和元年度の水質事故は4件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月、10月、1月、3月)
	(4) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討 (関係機関連携)	関係機関と連携し実施方法を検討	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)	武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積し流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)
	(5) 水生植物による自然浄化機能の向上	河川に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生	実施方法を検討し順次実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施	該当箇所(武庫川上流部)の再生を実施

※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業体で構成する連絡会議

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29
<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備については、合流改善にかかるとは完了しており、放流水質測定を行い、検証の結果を公表した。住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進 下水道事業に関するPRに取り組んでいく。 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全磷(湖沼)のみと、河川は達成、湖沼は非達成。) 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んでいく。 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全磷(湖沼)のみと、河川は達成、湖沼は非達成。) 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。
点検・評価 (C) RI	点検・評価 (C) R2
<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んでいく。 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全磷(湖沼)のみと、河川は達成、湖沼はCODのみ達成。) 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んでいく。 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7]) に向けて	
引き続き、更なる水の「質」の向上をめざして取り組む。	

第4章 河川整備の実施に関する事項
第4節 河川の維持管理等に関する事項
1 河川の維持管理
(1) 維持・修繕工事の実施
(2) 親水施設等
(3) 樹木等
(4) 水文観測施設
(5) 親水施設等
(6) 樹木等
(7) 水文観測施設
(8) 除草・清掃の実施
(9) 不法行為等への指導
(10) 占有許可工作物への適切指導

実施目標

河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。

施策の概要

平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行って河川の状況を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)				
取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30	R1	R2
河川の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	巡視点検の結果、洗掘対策、修繕工事等を実施 ・有馬川の洗掘対策 L=20m ・長尾川の洗掘対策 L=270m ・八多川の河床掘削 L=590m ・長尾川の土砂撤去 L=950m ・武庫川の土砂撤去 L=620m ・羽束川の土砂撤去 L=550m	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・有野川の河床掘削 L=270m ・八多川の河床掘削 L=590m ・長尾川の土砂撤去 L=950m ・武庫川の土砂撤去 L=620m ・羽束川の土砂撤去 L=550m	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・有馬川、八多川の洗掘対策 L=60m ・有野川の護岸補修 L=20m ・羽束川の護岸整備 L=170m ・八多川の土砂撤去 L=300m ・船坂川の土砂撤去 L=100m ・有馬川の護岸修繕 L=100m ・武庫川の土砂撤去 (三田市下田中外) L=1010m ・黒川の土砂撤去 (三田市小野) L=668m ・武庫川の土砂撤去 (尼崎市武庫豊町) L=101m ・仁川合流点の堆積土砂撤去 L=28m	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・有馬川、八多川の洗掘対策 L=60m ・有野川の護岸補修 L=20m ・羽束川の護岸整備 L=170m ・八多川の土砂撤去 L=300m ・船坂川の土砂撤去 L=100m ・有馬川の護岸修繕 L=100m ・武庫川の土砂撤去 (三田市東本庄) L=600m ・羽束川の土砂撤去 (三田市木器) L=480m ・黒川の土砂撤去 (三田市小野) L=435m ・武庫川の土砂撤去 (尼崎市武庫豊町外) L=390m ・武庫川の護岸・土羽部補修 (西宮市田近野町) L=340m	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・有馬川、八多川の洗掘対策 L=60m ・有野川の護岸補修 L=20m ・羽束川の護岸整備 L=170m ・八多川の土砂撤去 L=300m ・船坂川の土砂撤去 L=100m ・有馬川の護岸修繕 L=100m ・武庫川の土砂撤去 (三田市東本庄) L=600m ・羽束川の土砂撤去 (三田市木器) L=480m ・黒川の土砂撤去 (三田市小野) L=435m ・武庫川の土砂撤去 (尼崎市武庫豊町外) L=390m ・武庫川の護岸・土羽部補修 (西宮市田近野町) L=340m
(1) 維持・修繕工事の実施	<下流部築堤区間> ・定期的な横断測量や堤防の点検 ・必要に応じた維持・掘削・護岸の修繕工事	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・定期的な横断測量の目視による点検観測を実施	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・定期的な横断測量の目視による点検観測を実施	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・定期的な横断測量の目視による点検観測を実施	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・定期的な横断測量の目視による点検観測を実施	巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・定期的な横断測量の目視による点検観測を実施
② 親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	巡視点検の結果、施設更新なし (神戸市)	巡視点検の結果、施設更新なし (神戸市)	巡視点検の結果、施設更新なし (神戸市)	巡視点検の結果、施設更新なし (神戸市)	巡視点検の結果、施設更新なし (神戸市)
③ 樹木等	適切な樹木管理	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的な点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 570 本 (尼崎市武庫町 45、武庫町 135、南武庫庄 292、西宮市小曾根 88、小松東 10)	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 1,127 本 (尼崎市武庫町 458、西宮市甲子園北町 669) ・三田市広野 (443 本) ・三田市藍本 (1712)	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 316 本 (尼崎市武庫町 86 本、大島 145 本、西宮市堤町外 63 本、樋ノ口町外 24 本)	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川 800 ㎡ (神戸市北区道場町) ・三田市東本庄 (50 本) ・三田市下井沢 270 本、広野、900 本、井ノ草	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川 2,000 ㎡ (神戸市北区道場町) ・武庫川下流部 (2 本、3,493㎡ 西宮市田近野町、5,737㎡ 西

		ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	・武庫川有馬川合流点付近 12,000m2	本) 三田市東本庄 (50本)	・三田市東本庄 (50本) 波田1080本 ・武庫川下流部 (3本 尼崎市武庫豊町)、(2,848m2 西宮市田近野町)	宮市戸崎町外、3,703m2 尼崎市稲葉荘 (外)
		治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行う	—	—	—	—
		適正な樹木管理についての検討	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行う い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	量水標設置1箇所 (甲武橋、小曾根)	「ハットとわかる水位標」の更新3箇所 (道場、塩田、生瀬)	—	—
		水文観測施設の機能確保	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行う 必要に応じ不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	H30 更新実績なし	・量水標新設1箇所 (武庫川遊水池) ・量水標設置1箇所 (武庫)
(2) 不法行為等への指導		治水上著しい支障がある不法行為者への指導 (関係部局連携)	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行う 必要に応じ不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	該当なし	該当なし
(3) 除草・清掃の実施		安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	クリーン作戦を実施 (川、神戸市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、三田市、丹波篠山市)
(4) 適切な施設操作の実施		樋門等の適正な機能発揮	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行う い、必要に応じ操作責任者や関係者との連携	適切な処理を実施	適切な処理を実施	適切な処理を実施	適切な処理を実施
(5) 占用許可工事物への適切指導		河川管理上支障となる占用許可工事物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行う い、必要に応じ施設管理者への指導を実施	巡視点検の結果、速やかに指導・修繕等が必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導・修繕等が必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導・修繕等が必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導・修繕等が必要とする施設はなかった

	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の水計画を策定する	-	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管理者等と協議しながら排水計画の指針の検討を行った。 下水道管理者及び関係市等からなる準備会において、運転調整ルールについて意見交換を行った。(H29.3.17) 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗なし 	進捗なし	進捗なし
--	-----------------------------	-----------	--	---	---	--	------	------

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])										
点検・評価 (C) H28										
<ul style="list-style-type: none"> 河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。 排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、排水計画の策定について検討を行った。早期の計画策定を目指す。今後も検討を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。 排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、早期の計画策定を目指す。今後も検討を継続していく。 								点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
点検・評価 (C) RI										
<ul style="list-style-type: none"> 河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。 排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、早期の計画策定を目指す。今後も検討を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。 排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、早期の計画策定を目指す。今後も検討を継続していく。 								点検・評価 (C) R2	

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7]) (に向けて)									
引き続き適正な維持管理に努める。									

「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。

実施目標

- 第4章 河川整備の事柄に関する事項
第4節 河川の維持管理等に関する事項
- 2 流域連携
 - (1) 地域社会と河川の良好な関係の構築
 - ① 流域対策・減災対策
 - ② 動植物の生活環境の保全・再生
 - ③ 川の計画づくり
 - ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等
 - ⑤ 水質の向上
 - (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援
 - (3) 自律的な流域ネットワークとの連携

適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良好な関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組み。

施策の概要

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
河川整備計画の事項・項目 (1) 地域社会と河川の良好な関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアプト等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「第5回みんなどで取り組む武庫川づくり交流会」の開催 (H28.10) ひょうごアプトによる河川敷清掃等の支援 (13 団体 1,084 人) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 「第6回みんなどで取り組む武庫川づくり交流会」の開催 (H29.10) ひょうごアプトによる河川敷清掃等の支援 (13 団体 998 人) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 「第7回みんなどで取り組む武庫川づくり交流会」の開催 (H30.10) ひょうごアプトによる河川敷清掃等の支援 (13 団体 998 人) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 「第8回みんなどで取り組む武庫川づくり交流会」の開催 (R1.10) ひょうごアプトによる河川敷清掃等の支援 (13 団体 1,061 人) 等 	R2
	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (流域市連携)	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (貯留量約 64 万 m³) 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (貯留量約 64 万 m³) 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (貯留量約 64 万 m³) 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (貯留量約 64 万 m³) 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (貯留量約 64 万 m³) 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利した貯留施設等の整備 (貯留量約 64 万 m³)
① 流域対策・減災対策	水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援	<ul style="list-style-type: none"> 「第1回わがまちを歩く講座」の開催 (H28.10) 「第2回わがまちを歩く講座」の開催 (H29.10) 「第3回わがまちを歩く講座」の開催 (H30.10) 「第4回わがまちを歩く講座」の開催 (R1.10) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回わがまちを歩く講座」の開催 (H29.10) 「第3回わがまちを歩く講座」の開催 (H30.10) 「第4回わがまちを歩く講座」の開催 (R1.10) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3回わがまちを歩く講座」の開催 (H30.10) 「第4回わがまちを歩く講座」の開催 (R1.10) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4回わがまちを歩く講座」の開催 (R1.10) 	R2
② 動植物の生活環境の保全・再生 (住民連携)	動植物の生活環境の保全・再生 (住民連携)	アユが遡上する川づくりに関する除害を通じた在来種の保護	<ul style="list-style-type: none"> 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 	<ul style="list-style-type: none"> 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 「アユの産卵場造成」の実施 (2 号床) 	R2

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>総合治水条例に基づき阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H28.10.29)を開催(参加者61名)。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>	<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>総合治水条例に基づき阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第6回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H29.10.14)を開催(参加者61名)。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>	<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>総合治水条例に基づき阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(R2.10.10)を開催予定だったが雨天のため中止した。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>	<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>総合治水条例に基づき阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第7回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H30.10.13)を開催(参加者58名)。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>
<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第8回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(R1.10.5)を開催(参加者67名)。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>	<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(R2.10.10)を開催予定だったが雨天のため中止した。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>	<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第8回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(R1.10.5)を開催(参加者67名)。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>	<p>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>ひょうごアクト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(R2.10.10)を開催予定だったが雨天のため中止した。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コロナネット」など既存のホームページを活用しており、既存システムの有効活用を支持する。</p>

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7]) (に向けて)
<p>地域社会と河川の良好な関係の構築に向けて、引き続き取り組む。</p>

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項
第4節 河川の維持管理等に關する事項
3 モニタリング
① 定期的な観測によるデータの把握
② 事業実施前後のモニタリング
③ 流量観測データの蓄積

治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。

実施目標

地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。
また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向けて必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。

施策の概要

観測データの活用、住民等との情報共有

1. 期別計画 (P)

取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
		第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)
観測データの活用、住民等との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理技術の向上 河川整備計画の進捗管理等への観測データの活用 	継続的に実施			

2. 実績 (D)

取組方針	点検指標	実績 (D)			
		H28	H29	H30	R1
観測データの活用、住民等との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理技術の向上 河川整備計画の進捗管理等への観測データの活用 	雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用	雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用	雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用	雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用

3. モニタリング

取組方針	点検指標	観測精度の維持・向上
定期的な観測によるデータの把握	<ul style="list-style-type: none"> 日常の保守点検 必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善 	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施

取組方針	点検指標	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積
環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	<ul style="list-style-type: none"> 魚類、底生動物、水生植物、河川景観等のモニタリング 	流域内雨量、河川水位、土砂堆積量、水質、水温、潮位のデータ蓄積

取組方針	点検指標	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映
環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	<ul style="list-style-type: none"> 魚類、底生動物、水生植物、河川景観等のモニタリング 	流域内雨量、河川水位、土砂堆積量、水質、水温、潮位のデータ蓄積

取組方針	点検指標	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映
環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	<ul style="list-style-type: none"> 魚類、底生動物、水生植物、河川景観等のモニタリング 	流域内雨量、河川水位、土砂堆積量、水質、水温、潮位のデータ蓄積

<p>第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 4 河川整備計画のフォローアップ (1) 河川整備計画の進行管理 (2) フォローアップ委員会の設置 (3) 地域住民等との情報の共有</p>		<p>河川整備計画の着実な推進。</p>	<p>実施目標</p>
<p>施策の概要</p>		<p>P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有を図る。</p>	

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30		
(1) 河川整備計画の進行管理	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理の進捗を図るための導入	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理の実施	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	第6回懇話会でP D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施	R1 P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施	R2 P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施
(2) フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	第6回懇話会を開催 (H28.9)	第6回懇話会にて、開催頻度を5年に2回に変更した。H29年度は開催無し。概要・進行管理表をHPで公表	第7回懇話会を開催 (H30.9)	R元年度は開催無し。概要・進行管理表をHPで公表	第8回懇話会を開催 (R2.12)
(3) 地域住民等との情報の共有	地域住民等との情報の共有化	地域住民等との情報の共有化	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	継続的に実施	・事業説明会、現地説明会、出前講座 (H28.4~H29.3) (13回開催) 参加者累計約557人、広報紙HPへの掲載、現地広報看板(22箇所)による工事概要を周知 ・流域団体主催のイベント「(武庫川)つくり方」(H29.2)、「(武庫川)つくり方」(H29.3)において取組等を情報発信	・事前説明会、現地説明会、出前講座 (H30.4~H31.3) (14回開催) 参加者累計約502人 ・広報紙、ホームページへの掲載 ・現地広報看板 (22箇所) により工事概要を周知	・事前説明会、現地説明会、出前講座 (18回開催) 参加者累計約346人 ・広報紙、ホームページへの掲載 ・現地広報看板 (20箇所) により工事概要を周知	・事前説明会、現地説明会、出前講座 (7回開催) 参加者累計約40人 ・広報紙、ホームページへの掲載 ・現地広報看板 (20箇所) により工事概要を周知	・事前説明会、現地説明会、出前講座 (7回開催) 参加者累計約40人 ・広報紙、ホームページへの掲載 ・現地広報看板 (20箇所) により工事概要を周知

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])	点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
		点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) R2	点検・評価 (C) H30	点検・評価 (C) R2
・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。第1期 [H23~H27] を総括するとともに第2期 [H28~H32] の期別計画を設定。 ・第6回フォローアップ懇話会を9月に開催。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で411件 (H28.4~H29.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示しており、説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で230件 (H29.4~H30.3の平均) と前年度下を回ったが、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件 (H30.4~H31.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件 (H30.4~H31.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件 (H30.4~H31.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件 (H30.4~H31.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)	点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C) R2	
		点検・評価 (C) R2	点検・評価 (C) R2
継続的に実施していく	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で310件 (R1.4~R2.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示しており、説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で197件 (R1.4~R2.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。	・P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。 ・適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進捗に努めていく。 ・事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で197件 (R1.4~R2.3の平均) と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示している。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果とされている。今後も継続して情報発信を行っていく。